

西目屋村許可第609号の3

一般廃棄物処理業許可証

弘前市大字土堂字早川276番地1

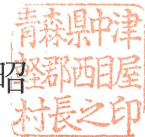
申請者 株式会社 東北クリーン

代表取締役 三上 博明

令和6年2月29日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、
下記のとおり許可する。

令和6年3月8日

西目屋村長 桑田 豊昭



許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ） 特定家庭用再商品化法対象物（家電4品目）
取扱業務の内容	収集・運搬業
処分の方法	○一般廃棄物（ごみ）は、当村が指定する取引場所へ搬入。 ○特定家庭用再商品化法対象物（家電4品目）は、指定取引場所へ搬入。
取扱業務の区域	西目屋村行政区域
条件	別紙許可条件による